

静岡県告示第785号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の6の項及び424の7の項の知事が定める機関（平成29年静岡県告示第222号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日

静岡県知事 川勝平太

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。